

有識者会議の提言を受け 組織改革に踏み出す 金融庁の狙い

●過度な介入は金融機関の経営を不安定にする!?

経済ジャーナリスト
村山 敦

今年3月17日に公表された「金融モニタリング有識者会議報告書」を受け、大幅な組織改革に踏み出す金融庁。検査・監督体制やその方針の変更は、金融機関の経営にも多大な影響が及ぶ。金融庁が行う組織改革の狙いについてレポートする。



今般、金融庁が組織改革へ踏み出すベースとなったのが、今年3月17日に発表された「金融モニタリング有識者会議報告書」だ。同報告書では、金融危機後に確立した現在の検査・監督のあり方を見直し、検査・監督を進化させるべきと提言した。

さらに今後目指すべき検査・監督の方向性として、①金融行政の究極的な目標との整合性を確保すること、②「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」へと視点を広げること、③「最低基準の充足状況の確認」にとどまらず、「ベスト・プラクティスに向けた対話」や、「持続的な健全性を確保するための動的な監督」に検査・監督の重点を拡大すること——を挙げている。

現状、最低基準の充足は概ね実

現している。その一方で、人口減少や高齢化等の進行により、金融機関が金融仲介機能を発揮して企業の新陳代謝・生産性向上に寄与し、地域経済の持続的成長を実現する必要性、また利用者の最善の利益に沿った商品・サービスの提供を通じて国民資産の安定的な形成に寄与する必要性などが高くなっている。

ビジネスモデルが持続可能かといった点を、全体的・実質的に評価していくことが特に重要であると認識しているわけだ。

したがって、これからの健全性監督においては、収益・リスク・自己資本の間のバランスが取れているか、変化する経営環境の中で

いかがであろうか。この現状認識は、まさにこれまで森信親・金融庁長官が言い続けてきた現状認識と瓜二つではないか。つまり、今回の「金融モニタリング有識者会議報告書」を受けた金融庁の組織改革そのものが、3期目を迎えた森長官の検査・監督方針を具現化するための手段そのものであるわけだ。

有識者会議報告書で 検査・監督の方向性を提言

では、金融庁の組織改革はどのように進められるのだろうか。金融庁は2018年夏に、不良債権を監視し金融システムの安定を目指す現行の組織体制を変更。銀行を管理する中心部署だった検査局を廃止し、監督局に統合する方針だ。一方で「総合政策局」を新設し、「顧客や地域に重きを置く銀行経営」を押し進める。

現在の総務企画局のうち、銀行

の資金運用などを監督する部門は総合政策局に統合し、残る市場の監督、ルール作りなどを行っている部門は「企画市場局」に変更する。

金融モニタリング有識者会議報告書では、検査・監督について、視野を広げるべきと提言しており、その方向性として次の3点を重視すると述べている。

- ①形式から実質へ：規制の形式的な遵守のチェックより、実質的に良質な金融サービスの提供
- ②過去から未来へ：過去の一時点における健全性の確認より、将来

に向けたビジネスモデルの持続可能性等

③部分から全体へ：特定の個別問題への対応に集中するより、真に重要な問題への対応

- そして、その手法として次の3点に着目することも挙げている。
- (1)担保・保証の有無や借り手の直近のバランスシートに着目した個別の資産査定に重点を置くのではなく、金融機関が顧客の事業の将来性を評価して融資を行っているかに着目する
- (2)個別の非違事例だけに着目するのではなく、ビジネスモデルやガバナンスなど、金融機関が有する問題の根本原因に着目する
- (3)金融機関グループを個々の法人の集合体として捉えて法人毎の分析だけを行うのではなく、金融機関グループ全体としてどのような経営管理・リスク管理等がなされているかに着目する

こうした手法の内容こそが、これまで森金融庁が地域金融機関を中心に金融機関に求めてきた経営変革のあり方そのものであるといえるだろう。

図表1 有識者会議報告書の三つの要点

- 金融行政の究極的な目標との整合性を確保すること
- 「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」へと視点を広げること
- 「最低基準の充足状況の確認」にとどまらず、「ベスト・プラクティスに向けた対話」や、「持続的な健全性を確保するための動的な監督」に検査・監督の重点を拡大すること



▶在任3期目に入った森信親・金融庁長官